

都道府県構想策定マニュアル検討委員会 広域化・共同化検討分科会

設 置 趣 旨

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度（平成 34 年度）までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、また「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）においては、2022 年度（平成 34 年度）までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（広域化・共同化計画）を策定することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところである。

このことから、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省は、平成 30 年 1 月 17 日に各都道府県に対して 2022 年度（平成 34 年度）までの「広域化・共同化計画」策定を要請した。今後、当該計画の策定が円滑に進められるよう、先行的に計画策定に取り組む県の事例をモデル計画として整理し、水平展開していく予定である。また、広域化・共同化計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられる計画であるため、都道府県構想の一般的な検討手順を示した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月策定）の改訂の必要性について検討する必要がある。

以上を踏まえ、モデル計画の検討内容やマニュアル改訂の必要性等について議論を深めることを目的として、都道府県構想策定マニュアル検討委員会の一部として本分科会を設置するものである。